

大分中央バドミントンクラブ会則

(名称及び目的)

第1条 この会は、大分中央バドミントンクラブと言い部員の親睦を目的とする。

(構成)

第2条 この会は、バドミントンに関心を持ち、会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第3条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
幹事長	1名
幹事	若干名
会計監事	2名

(役員を選任)

第4条 会長、副会長、幹事長は、部員の互選とし、総会において決定する。

2 幹事は、会長が委嘱する。

3 会計監事は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。ただし、前条の役員が兼任することはできない。

(役員の仕事及び任期)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事長は、会の運営を行う。

(4) 幹事は、次の業務を分掌する。

(イ) 会計係

(ロ) 施設係

(ハ) 用具係

(二) 連絡係

- (5) 会計監事は、会計を監査し、総会に報告しなければならない。
- 2 会計監事は、全項の定めるほか、必要があるときは総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(運営)

第6条 会の運営に要する経費は、入会金、会費及びその他の経費をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(入会及び退会)

第7条 入会及び退会については、役員会で決定する。

(総会)

第8条 総会は、年1回開催し、会則の改廃、事業報告、会計報告等を行う。

(規定のない事項の処理)

第9条 この会則に規定のない事項については、この会の精神に基づき、役員会で協議のうえ決定する。

附則 この会則は、昭和56年4月29日より実施する。
 この会則は、昭和59年4月28日より実施する。
 この会則は、平成9年4月6日より実施する。
 この会則は、平成18年4月6日より実施する。
 この会則は、平成24年4月8日より実施する。

参考 クラブ発足 昭和54年12月1日

大分中央バドミントンクラブ細則

第2条の構成にあつては、会員・準会員からなり、扱いは休部がある。

なお、準会員については、勤務の都合等により練習参加が困難な者に限る。但し、準会員としての期間は1年を超えないものとし、1年経過後において本人から延期の申し出がない場合は、退部の対象となる。

また、休部については、自身のケガ等を基本として、本人の申し出により、役員会での承認が必要である。

なお、ケガ等の完治後、3か月を過ぎても復帰の意思表示がない者も退部の対象となる。

第3条の役員の外に、名誉会長をおくことができる。

- ・ 名誉会長は、会員の中から選任し、総会の席において決定する。
- ・ 名誉会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第4条の幹事長及び幹事の任務は次のとおりとする。

(1) 幹事長

- ・ 大分市バドミントン協会の評議員となる。(要請があった場合)
- ・ 大分市バドミントン協会との連絡調整。
- ・ 大分県(市)バドミントン協会への登録事務。
- ・ 各種大会への参加申し込み事務。
- ・ クラブ行事の企画立案、実施。
- ・ 総会の席において、事業計画及び事業経過報告等の説明。
- ・ 連絡係員への連絡。
- ・ 市リーグに属しない会員への連絡。
- ・ 会長への諸事項の報告。

(2) 幹事(会計)

- ・ 会費等の徴収。
- ・ スポーツ保険の加入手続き。
- ・ 必要経費の支出。
- ・ 総会の席において、収支決算報告。

- ・ 会員名簿の整理、配布。
- (3) 幹事(施設)
- ・ 毎月初めにWebにて体育館の利用申込み手続きを行う。
 - ・ 体育館の確保状況をホームページ担当に連絡をして、ホームページにて公開する。
- (4) 幹事(用具)
- ・ 会員の中から、男女各1名選出し、クラブが使用するシャトルの管理を行う。
- (5) 幹事(連絡)
- ・ 連絡係は、グループライン等により会長・幹事長等からの連絡・調整及び練習日程等を会員あて周知する。
- (6) 役員は、市リーグ参加の監督等チーム構成を決定する。

第6条の入会金・会費は次のとおりとする。

- (1) 入会しようとする者は、入会と同時に2000円を入会金として、支払う。但し、再入部の者は入会金を免除する。
- (2) 会員の会費は、次のとおりとする。
- ・ 一般(大学生を含む) 月額1500円
 - ・ 高校生 月額1000円
 - ・ 小・中学生 月額 700円
 - ・ 準会員及び休部扱いの者は、承認された日から会費を納めなくてもよい。
- なお、前納分がある場合は返納される。
- (3) 支払い方法は会計に配慮し、前納に心掛け、年1回払い又は、あらかじめ3ヶ月分を4月、7月、10月、1月に支払うものとする。
- (4) 新入会員の会費は、入会手続き完了日からとする。
- (5) 本会における、開催行事の参加にあつては、参加費として別に徴収する。
- (6) 会費を6ヶ月以上滞納した会員は、除名の対象となる。
- (7) 全納の会費については、退部・除名・休部等の事案が発生した時点で月割計算で返納する。

第7条の入会及び退会については、次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、所定の入会申込書と入会金を添えて提出する

ものとする。

ただし、他のクラブに属している者は入会できない。

- (2) 入会日は手続き完了の日とする。
- (3) 退会を希望する者は、会長に申し出なければならない。
- (4) 次の行為があった場合は、役員会の議決により除名することができる。
 - ・ 本クラブの会則を遵守しない者
 - ・ 本クラブの名誉を毀損した者
 - ・ 会費を6ヶ月以上滞納し、請求に応じない者
 - ・ 準会員として1年が経過し、更に延期の申し出がない者
 - ・ 休部中でケガ等が完治し3か月が過ぎた者

第8条の総会については、次のとおりとする。

- (1) 総会は、年度終了後1ヶ月以内に会長が召集する。
- (2) 総会の召集は、3週間前までに全会員あて通知しなければならない。
- (3) 総会の議長は、会長が務める。
- (4) 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）で成立し、その過半数で議決する。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- (5) 総会の他に、会長・幹事長が必要と認める場合、会長は臨時総会を召集することができる。

その他

- (1) 定期練習会のルール

- ・ 定期練習については、自由参加とはいえ、本クラブの基本活動であることから、積極的に参加し、この活動を尊重しなければならない。
- ・ 本クラブ員でない者の練習参加は、目的等を幹事長または会計に説明して、了承を得なければ参加できない。
この場合、400円/回の実費が必要となる。
ただし、小・中・高生は300円/回とする。
- ・ 準会員の練習参加は400円/回とし、自由に参加できる。

- (2) 各種大会に参加(出場)する場合は、細則第4条(1)にある、幹事長が申し込み事務を行うことを原則とするが、事情により本クラブを通じ

での参加申し込みによらない場合は、幹事長に前もって報告するものとする。

- (3) 準会員及び休部扱いの者は、市内リーグには参加登録ができない。
- (4) 会員の慶弔には、本クラブは丁重な祝文・弔文を送り、慶弔に相当する慶意・弔意を表すものとする。
- (5) 会員はスポーツ傷害保険に加入することを原則とし、手続きは3月25日までに必要金額を会計係に支払い、会計係は3月末日までに手続きを完了する。

また、新規入会者が加入する場合は、会計係に申し出ることとし、会計係は次の練習日までに手続きを行う。

- (6) 会員は、協会（日本バドミントン協会・大分県バドミントン協会・大分市バドミントン協会）への登録は、大会出場の有無に関わらずできる限り行うものとする。

附則

この附則は、平成29年4月1日より実施する。

この附則は、令和3年4月2日より実施する。

大分中央バドミントンクラブ入部申込書

申込日 令和 年 月 日

大分中央バドミントンクラブ会長 殿

貴部に入部したいので、入会金及び当月分会費を添えて申込ます。

申込者氏名		歳	才	性別	男 女
ふりがな		生年月日			
連絡先郵便番号					
住所					
電話番号					
携帯電話番号					
携帯電話のアドレス					
パソコンのアドレス					

参考

入会金 2,000円

月会費 一般 1,500円
大・高校生 1,000円
小・中学生 700円

注1 至急連絡等はパソコン又は携帯電話のラインにて通知します。

注2 練習日程は下記アドレスにて公開中です。

注3 大分中央バドミントンクラブのホームページも公開中です。

※ ホームページの URL

<http://www.oct-net.ne.jp/ja6ltn/chuou/index.htm>

注 6 は数字 1 はエル

